○内閣府　経済産業省令第三号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）を実施するため、家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　二階　俊博

家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令

（内閣総理大臣又は経済産業大臣に対する申出の手続）

第一条　家庭用品品質表示法（以下「法」という。）第十条第一項の規定により内閣総理大臣又は経済産業大臣に対して申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

一　申出人の氏名又は名称及び住所
二　申出に係る家庭用品の品目
三　申出の趣旨
四　その他参考となる事項

（身分を示す証明書）

第二条　法第十九条第三項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第一によるものとする。

2　法第二十条第五項に規定する独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の身分を示す証明書は、様式第二によるものとする。

（条例等に係る適用除外）

第三条　第二条（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附　則

この命令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

様式第一

（表）

第　　号

家庭用品品質表示法第19条第３項の規定による

立　入　検　査　証

職名および氏名

写真

押出スタンプ

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

内閣総理大臣・経済産業大臣　　印

（裏）

家庭用品品質表示法抜粋

第19条　内閣総理大臣又は経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者、販売業者（卸売業者に限る。）若しくは表示業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、販売業者（卸売業者を除く。）から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前２項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4　第１項又は第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第26条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の罰金に処する。

三　第19条第１項又は第２項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

様式第二

（表）

第　　号

家庭用品品質表示法第20条第５項の規定による

立　入　検　査　証

所属および氏名

写真

押出スタンプ

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

独立行政法人
製品評価技術基盤機構理事長　　印

（裏）

家庭用品品質表示法抜粋

第20条　経済産業大臣は、前条第１項の規定によりその職員に立入検査を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、同項の規定による立入検査を行わせることができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3　機構は、前項の指示に従つて第１項に規定する立入検査を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

4　経済産業大臣は、第１項に規定する立入検査について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

5　第１項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第26条　次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の罰金に処する。

三　第19条第１項又は第２項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。